

令和4年6月から

児童手当・特例給付の制度が変わります

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

ポイント 児童手当の現況届の提出が、原則不要になります

令和4年度から、毎年6月に提出している児童手当現況届の一律の届出義務が廃止されます。

ただし、右記の受給者(毎年6月1日の状況が公簿などで確認できない人)は引き続き現況届の提出が必要です。現況届(黄色い用紙)が届いた人は、必ず期限内に提出してください。

また、令和3年度分以前の現況届が未提出で、児童手当の支払が差し止めになっている人は、至急、該当年度の現況届を提出してください。今回の規則改正で過年分の現況届の届出義務が免除されるわけではありません。

※公務員で所属庁から児童手当を受給している人は、勤務先へ確認してください

児童手当現況届の提出が必要な受給者

- ・離婚協議中で、配偶者と別居している人
- ・配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地と異なる市町村で児童手当を受給している人
- ・支給要件児童の戸籍がない人
- ・その他、市から提出の案内があった人

※上記の人には、6月に現況届の黄色い用紙を送付します。現況届の提出がない場合には、6月分以降の手当が受給できなくなりますので、注意してください

ポイント 所得上限限度額以上の人は支給されなくなります

児童手当法が一部改正され、所得上限限度額が新設されます。令和4年6月分(10月支給)から、主な生計維持者の所得額が所得上限限度額以上となる場合、児童手当・特例給付は支給されなくなります(資格消滅)。支給対象外となる人には、9月頃に通知を送付します。

また、児童手当・特例給付が支給されなくなった次年度以降に所得が所得上限限度額を下回った場合、改めて認定請求書などの提出が必要となりますので、注意してください。

扶養親族などの数	①所得制限限度額(万円)	②所得上限限度額(万円)
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1,010
5人	812	1,048

※扶養親族などの数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族の人数です
※基準となるのは、主な生計維持者(父母どちらか所得が高い方)の所得です。世帯収入は合算しません

所得が①未満の場合 ⇒児童手当(現行どおり)

- ・3歳未満 **15,000円**
- ・3歳以上小学校修了前 **10,000円**
(第3子以降は**15,000円**)
- ・中学生 **10,000円**

所得が①以上②未満の場合 ⇒特例給付(現行どおり)

児童1人あたり**月額5,000円**

所得が②以上の場合 ⇒児童手当・特例給付廃止 (新設)

支給されません

令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用されます

一般不妊治療(人工授精)には市の助成があります

●申し込み・問い合わせ先 健康づくり推進課 ☎(248)1173

本市では、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため、一般不妊治療のうち、人工授精に要する費用に対する助成をしています。令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用されることに伴い、市の一般不妊治療(人工授精)費の助成に経過措置があります。

▼対象要件

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦であること。
- ・治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。
- ※この他にも要件があります。詳しくはホームページをご確認ください



▼助成額

対象経費の合計額。ただし、1組の夫婦について5万円を限度とする。

▼申請期限

一般不妊治療を受けた日が属する月の初日から起算して1年以内。

▼経過措置

令和3年度に治療を開始した人に限り、令和3年度中の保険外診療である一般不妊治療(人工授精)に要する

	令和3年度	令和4年度
令和3年度中に治療を開始し、終了した場合	助成金(保険診療外)	
令和3年度中に治療を開始し、令和4年度に治療を終了した場合	助成金(保険診療外)	助成金(保険診療内) ※保険診療外および保険診療内の合計金額(上限5万円)
令和4年度以降に治療を開始した場合		助成金(保険診療内) 経過措置

令和4年4月2日～9月30日までの間に41歳の誕生日を迎える人も対象となります

費用を助成します。
令和4年4月2日～9月30日までの間に41歳の誕生日を迎える人が、同期間中に治療を開始した場合は対象となります。

県特定不妊治療費助成事業について

県では特定不妊治療(体外受精または顕微授精)に要する費用の一部を助成しています。令和4年3月31日までに治療を開始し、令和5年3月31日までに治療が終了した場合、1回限り助成を行ないます。

詳しくは熊本県子ども未来課のホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先 県子ども未来課 ☎(333)2209

整骨院・接骨院を追加

子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の請求書様式が変わります

●問い合わせ先 子育て支援課 子ども家庭班 ☎(248)1162

令和4年4月1日から子ども医療費・ひとり親家庭等医療費の請求書に整骨院・接骨院の医療費証明欄を追加しました。

令和4年4月受診分からは、領収書による整骨院・接骨院の医療費請求は受け付けできません。整骨院・接骨院で一カ月分まとめて証明をもらい、請

求してください。

従来の請求書もそのまま利用できますが、新しい様式の請求書が必要なきは、子育て支援課または各支所の窓口で受け取るか、ホームページに掲載している様式を利用してください。



皆さんの就職活動を支援します

毎月第一木曜日 市就職相談会を開催

●問い合わせ先 商工振興課 商工振興班 ☎(248)1115

就職を希望している人を対象とした、無料の就職相談会を毎月第一木曜日に市役所で開催しています。

経験豊富な就労相談員が就職に関するさまざまな相談を受けれますので、お気軽にご利用ください。

▼とき

毎月第一木曜日
午後1時30分～4時
※5月と11月は祝日のため、別の日に開催

5月12日・6月2日・7月7日・8月4日・9月1日・10月6日・11月4日(金)・12月1日・1月5日・2月2日・3月2日

▼ところ 市役所1階 相談室①

(子育て支援課横)

▼相談方法 事前予約制

必ず事前に電話で予約し、相談会場にお越しください。

▼予約窓口

ジヨブカフェ・菊池プランチ ☎0968(25)4645